

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	古河電気工業株式会社			コード	5801				
提出日	2020/6/1	異動（予定）日		2020/6/23					
独立役員届出書の提出理由	第198回定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤田 純孝	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	塚本 修	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	中本 晃	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	御代川 善朗	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	篠 ゆき子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
6	塚本 隆史	社外監査役	○							△							訂正・変更	有
7	酒井 邦彦	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
8	住田 清芽	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤田純孝氏は、2008年まで伊藤忠商事株の取締役副会長等を務めています。当社グループと同社との間には、当社子会社が同社を代理店として当該子会社製品を海外顧客に販売する取引等があります。その取引総額は年額約2,330百万円であり、同社の年間総売上高の0.05%、当社の年間総売上高の0.53%と極めて少額です。	藤田純孝氏は、大手総合商社においてCFO（最高財務責任者）など経営の要職を務め、企業経営、財務・会計およびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、取締役会において積極的な発言を行うとともに、指名・報酬委員会においては委員長として役員の人事・報酬の審議に携わり、また、幹事社外役員として社外役員会議の議長を務め当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されてきました。 今後もコーポレートガバナンスのさらなる強化やグループ・グローバル経営の一層の促進に貢献いただくことを期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
2	塚本修氏は、当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けています。同氏が2013年6月に当社社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っています。これまで同氏に支払った対価および今後支払う予定の対価の額は、当社の独立性基準に定める1,000万円に比して少額です。	塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や幅広い知識を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発および新事業の方向性に関して積極的な助言・提言をされてきました。当社グループが新技術の開発や新事業育成へより注力するにあたり、同氏の産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、中期経営計画の進捗等に関する監督的役割に期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
3	中本晃氏は、現在㈱島津製作所の取締役会長を務めています。同社と当社との間には、当社が同社に対し放熱製品の販売を行う取引等があります。その取引総額は年額約5百万円であり、同社の年間総売上高の0.01%未満、当社の年間総売上高の0.01%未満と極めて少額です。	中本晃氏は、技術開発力に定評のある大手精密機器メーカーの代表取締役社長、同会長を歴任し、グローバル企業経営、事業戦略およびものづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、中長期的な事業戦略や製品品質等に関する助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的役割を担ってこられました。今後、当社グループが技術に立脚した事業のさらなる展開を目指すにあたり、同氏の豊富な企業経営経験等からの有益な助言・提言を期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

4	該当なし	御代川喜朗氏は、大手製薬会社において管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、中長期的な事業戦略、コーポレートガバナンスおよび人材戦略等に関して積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的な役割を担ってこられました。今後、当社グループがグループガバナンス体制の一層の充実を推進するにあたり、同氏の豊富な企業経営経験等からの有益な助言・提言を期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
5	篠ゆき子氏は、2014年までパナソニック(株)に勤務していました。同社と当社との間には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。その取引総額は年額約2,809百万円であり、同社の年間総売上高の0.07%、当社の年間総売上高の0.64%と極めて少額です。	篠ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しています。同氏は、当社社外取締役に就任以降、マーケティング活動や人材戦略等に関する積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的役割を担ってこられました。今後、当社グループがグローバルでの販売拡大を加速するにあたり、同氏のマーケティング・製品開発等の知見に基づく助言・提言を期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
6	塙本隆史氏は、2013年まで㈱みずほ銀行の取締役頭取等を務めています。現㈱みずほ銀行（2013年7月に旧㈱みずほコーポレート銀行が旧㈱みずほ銀行を吸収合併し商号変更）と当社との間には、同社を借入先とする年額約48,039百万円の融資等の取引があります。	塙本隆史氏は、金融機関の代表取締役および財務担当取締役などを歴任し、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な知識・経験を有しています。投資家とのエンゲージメントやリスクマネジメントなどをはじめとしたコーポレートガバナンスの在り方に加え、事業投資を含めた各種経営判断に関する適法性などについて、適切な指摘および意見を期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
7	該当なし	酒井邦彦氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、海外を含めた法曹としての永年の経験により、コーポレートガバナンス、法務リスク管理およびコンプライアンスなどの分野に関する高い知見を有しており、経営の健全性維持のための適切な指摘および意見を期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
8	住田清芽氏は、2020年3月まで有限責任あずさ監査法人のパートナーを務めています。同法人と当社との間には、財務・会計分野のコンサルティングに関する取引があります。その取引総額は、当社の独立性基準に定める1億円に比して少額です。	住田清芽氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、公認会計士としての永年の経験により、財務諸表監査および内部統制監査に精通していることに加え、日本公認会計士協会常務理事として、主に国際監査基準（ISA）と整合する日本の監査基準の開発・改正に従事し、2017年からは金融庁企業会計審議会委員を務めています。これらの幅広い経験および高度な知見が当社の監査体制強化に資することを期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「4. 補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社取締役会が定める「社外役員の独立性基準」（2015年5月11日制定、2017年5月10日改定）は、以下のとおりです。

<社外役員の独立性基準>

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
- ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
- ④当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
- ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
- ⑦その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者

※①乃至⑦に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。